令和5年 一般質問 12月定例会

	質問議員			質問順	質問番号	質 問 事 項
	原	頁	孝	1	1	洋上風力発電について
福					2	防災対策について
					3	ふるさと納税制度について
					4	ヒグマ対策について
					5	小中学生の学力と文部科学省の意識調査について
					6	町内遺跡発掘調査等事業について
					7	スポーツセンターの備品充足について
仲	澤	嘉	彦	2	1	天の川下流域の砂州撤去について
					2	ウニ資源を積極的に増やすための取り組みについて
					3	上之国館調査整備センターの建替計画について
片	石	鉄	彦	3	1	高齢者などの足の確保のためのライドシェアの導入について
					2	公営住宅のエアコンの設置について
					თ	花沢公園の整備を子育て世帯目線で
JII	配用	忠	治	4	1	合葬墓の建立について
					2	高齢者にエアコン設置の助成を
					თ	農業の不作対策への支援を
					4	町内会と地区担当職員と連携した取り組みを
					5	新中崎団地の家賃、低所得者の減免制度の導入を
					6	中学生議会の検討をしては
					7	上ノ国高校の存続を兼ねて来春、中学校卒の進学の行方は
					8	中学1年生の制服購入に助成を
					9	高齢化が進む中で、投票する権利の保障を
小	間		均	5	1	滝沢小学校統合後の通学状況について
花	\blacksquare	英	_	6	1	茂刈山地区のセメント原料採掘事業について
岩岩	⊞		靖	7	1	汐吹漁港の船揚げ場小屋の老朽化に伴う改修について
					2	デマンドバスの実証運行のコースについて

福原賢孝 議員

質問1 洋上風力発電について

道内では檜山沖、松前沖、石狩市沖、岩宇・南後志地区沖、島牧沖の5地区が国の洋上風力発電を優先的に整備する「促進区域」の前段階であります「有望区域」に指定されております。「促進区域」に指定されれば、公募で選ばれた事業者が一般海域を最大30年占有して発電でき、当然町に固定資産税が入ることになります。町長は「風力発電は将来の町民の暮らしを守る財源につなげる手段」と発言しておりますので、町民の皆さんも大きな関心をお持ちのことと思います。そこで伺います。

まず第1点、最初に法定協議会がいつ頃開催される予定なのかについて伺います。

2点目は、課税権の帰属についてであります。11月21日の道新一面に洋上風力境界を巡り「固定資産課税権を主張対立」との記事が掲載されました。洋上風力は、小樽市と石狩市の両市の陸地の境界付近の沖合に設置されているが、海上は境界が定められていないために課税権の帰属の判断ができないとの内容でありました。檜山沖では、上ノ国町と江差町の両町の陸地の境界付近の沖合で同様の問題が発生する恐れはないのかについて伺います。

3点目、漁業者との調整についてであります。11月13日松前町で、国、道、町、地元漁業関係者らが意見を調整する法定協議会の初会合が開かれました。国が主導する一般海域での洋上風力発電は稼働例がなく、漁業や環境などへの影響は未知数であります。風車の風切り音や振動により魚が寄り付くのか、漁への影響に懸念をお持ちの漁業者も多いと考えます。「促進区域」に選定されるためには、再エネ海域利用法に基づき、法定協で合意形成を取りまとめる必要がありますが、一番リスクを抱えると想定される漁業者との調整について、どのように臨むつもりか、町長の見解を伺います。

答弁▼町長

海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律第9条の規定を要約しますと、国の担当大臣及び都道府県知事は、海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域の指定及び当該区域における発電事業の実施に関し必要な協議を行うため、関係市町村、関係団体及び有識者などで組織する協議会を設立すると規定しております。北海道檜山沖に関する法定協議会は、来る12月18日に第一回会議をホテルニューえさしにおいて開催することが決定しております。

次に、沖合の海面における固定資産税の課税権につきましては、海上には境界が定められていないことから、今後北海道檜山振興局も含めて関係町当事者同士で協議がなされるものと思われますが、本町と江差町だけの問題ではないことから、関係町の中で問題が起きないよう課税権の境界については、檜山管内で一定の基準を設ける必要があるものと考えております。

次に、漁業者との調整につきましては、洋上風力発電を実施するにあたり、利害関係者である漁業者の理解がなければ実施することが不可能と強く思っております。このため、檜山沖洋上風力の建設計画を進めていく上で、漁業者と事前に調整が必要と考えたことから、任意協議会である「檜山管内洋上風力連絡協議会」が設立された令和2年1月の当初からひやま漁業協同組合も構成員となり、檜山海域における洋上風力の建設に関して協議を進めてまいりました。その結果、令和2年6月15日開催の同組合通常総代会において、洋上風力の建設計画実現に向け推進・協力していくことを趣旨とする「檜山沿岸海域における洋上風力の建設計画について」の議案が提出され、賛成多数で承認されていると伺っております。その後、同年7月に「一定の準備が進んでいる区域」として公表されたことから、令和3年2月に任意協議会を「檜山管内洋上風力事業推進協議会」に名称を変更し、促進区域の早期指定に向けて取り組んできたところ、去る令和5年5月12日に北海道檜山沖が有望区域に追加されたものであります。この様に、漁業者の代表である総代会において決議されていることから、檜山沖洋上風力建設に関する漁業者との合意形成は済んでおりますが、今後開催される法定協議会においては漁業振興策なども含めて、改めて協議していくものと思われます。

質問2 防災対策について

非常用電源燃料についてでありますが、道内が全域停電(ブラックアウト)に陥った胆振東部沖地震から 9月5日で丸5年経過し、道新が道内全市町村を対象に行ったアンケートでは、道南の18市町村全てに自治体庁舎の非常用電源が配備済みとのことでありました。非常用電源の燃料を国が求める72時間備蓄する自治体も増加傾向でした。ただ残念なことに、上ノ国町の非常用電源燃料が道南地区の18市町村で断トツに低い 1~7時間でした。「燃料備蓄施設を整備する予算が不足」とのことですが、燃料備蓄施設整備にどのくらいの金額を想定しているのか、そして燃料備蓄施設をいつ頃までに作るつもりなのかについて、伺いします。

2点目は、停電時に避難所で使う暖房器具の備蓄についてであります。この備蓄については、全避難所分、これを設置をしておるということでありますが、定期的に暖房器具と燃料備蓄等の点検を行っているのか、この点について伺います。

3点目は、防災計画策定委員会の地域防災計画についてであります。この委員会は、災害時の避難方法や 備蓄品などを定める地域防災計画などを審議する場と理解します。当然、女性の視点が網羅された地域防災計画が必要不可欠と考えます。授乳スペースの確保や生理用品の配備などが明記されているのかについて伺います。

答弁▼町長

非常用電源燃料の確保における燃料備蓄施設の整備費につきましては、町では庁舎の災害対策本部機能の確保のため、100キロボルトアンペアの発電機を2基確保していますが、その発電機を72時間稼働する場合の燃料備蓄タンクに掛かる整備費は、1千万円程度を想定しております。また、地域防災計画では備蓄困難な物資については、災害協定により調達体制を整備することとしており、平成25年に函館地方石油業協同組合と「災害時における石油類燃料の供給等に関する協定」を締結し、組合員であります町内ガソリンスタンド3社より燃料を優先的に供給できる体制を整えておりますが、今後は檜山管内各町の整備状況を参考に検討してまいりたいと存じます。

次に、暖房器具と燃料備蓄の点検につきましては、各集会施設等にカセットガスストーブ及びカセットボンベを配備していますが、定期的な点検は行っていないことから、今後は暖房設備が必要となる季節の前に、職員による点検又は町内会の協力をいただき点検を実施してまいります。

次に、授乳室の確保及び生理用品の配備につきましては、地域防災計画に明記されております。生理用品については、すべての集会施設ではありませんが配備しており、また授乳室については、各避難所の状況に合わせて人目を遮る場所を確保し対応してまいりたいと存じます。

質問3 ふるさと納税制度について

財務省は、ふるさと納税制度に基づく自治体の寄付金に関し、地方財政上の扱いを現在の「寄付金収入」から「一般財源」に変更することを提案したところであります。このことは、ふるさと納税による地方税収の減少に伴い、国が穴埋めしなければならない額を抑制できるとみているからと思うものですが、この「一般財源化」の変更について、町長の見解を伺います。

2点目は、ふるさと納税のポータルサイト運営企業に払った手数料、この金額が過去5年間、どのくらいになっているのか1年ごとにお示しをいただきたいと思います。

3点目は、総務省が10月から経費の算定ルールを厳格化しましたが、上ノ国町には、この厳格化によって どのような影響が想定されるのかについて伺います。

答弁▼町長

財務省は、10月4日に財政制度等審議会財政制度分科会を開催し、ふるさと納税寄附額を将来的に一般財源化することについて提案しております。ふるさと納税寄附額は、地方自治体の会計では寄附金収入として取り扱っておりますが、住民税や固定資産税と同じような一般財源となった場合には、地方交付税の算定基礎となる基準財政収入額に算入され、自主財源が減額になる恐れがあることから、財務省の提案には私は反対いたします。

次に、ふるさと納税のポータルサイト運営企業に支払いした過去5年間の手数料は、平成30年度は148万3,980円、令和元年度は287万590円、令和2年度は265万2,010円、令和3年度は212万3,539円、令和4年度は246万1,563円であります。また、本年10月からの制度改正により、新たに職員人件費や受領証明書の送料なども経費に算入されたことに伴い、令和4年度の寄附額4,407万5千円で試算したところ、82万円程度経費が増額となり、寄附額に占める費用の割合が5割を超す恐れがあることから、10月より一部返礼品の寄附額を1千円から3千円程度増額したところであります。

再質問

ただ今お答えになったように、総務省が10月から経費の算定ルールを厳格化しました。自治体は受け取った寄付金のうち、返礼品や送料などの経費、合計額を50パーセント以下に抑えなければならなくなりました。これに確定申告が不要となるワンストップ特例の事務費や、寄付の受領書、証明書の発行費などが加わるわけであります。仲介サイトへの手数料は、システム管理費などの名目の全額経費として今度は扱うことになるわけです。

町では、この一部返礼品の寄付額を1千円から3千円程度増額したとのお答えをいただきましたが、私は、規制が細かすぎるんでないかと思います。

国と道は、前は指導、監督の立場でしたが、今は地方分権一括法により、地方と対等の立場でありますので、やはり地方の実態をよく聞いて、しっかりとその辺をわきまえた上で制度改革をしていくべきだと、そのように思うわけであります。仲介手数料の制限など、自治体の収入増につながる対策にこそ、力を入れるべきではないのかなと、そのように思っておりますが、町長の見解を伺います。

答弁▼水産商工課長

福原議員おっしゃるとおりですね、10月から経費の算定基準が見直されたものと、あとですね、地場産品でない返礼品等の出回りがかなり多い都道府県又は自治体があるということでですね、そこに、まず基本的なふるさと納税の趣旨ということでですね、それに反する行為というものをですね、厳格に取り締まるということで制度改正行われたものでございます。まず、ふるさと納税の返礼品の5割の明確化。これにつきましては、福原議員がおっしゃったように職員の人件費又は受領証明書の発行経費又はワンストップ特例申請等の事務経費等々が新たに含まれるということになっております。これにつきまして、当町においては、1回目の答弁で述べたとおり、令和4年度ベースでは82万円ほどの経費の増加。経費率では1.9パーセントとなっております。ただ、これにつきましては、多くの自治体では5パーセントないし8パーセントの経費が増になってるという部分でですね、ここの今まで見えなかった経費がどの程度各自治体に存在しているのかというふうな形で、今回の制度改正が行われたものと認識しております。これに対してですね、改めて平成20年からこの制度が開始されておりますので、その趣旨に則りこの経費を明確化したいという国の思いも十分わかるんですが、この間ですね、私ども返礼品を伸ばすということで、寄付額を伸ばすということで事業者の協力を得ながらやってきたものでありますので、この辺につきましてですね、もう少しですね、きちんとした、その都度制度改正するんではなく、きちんとした明確な趣旨のもとですね、制度改正等を実施していただければなと思っております。

質問4 |ヒグマ対策について

今年は全国的にもクマの出没が頻発し、人的被害が急拡大しました。北海道東北地方知事会ではヒグマ、ツキノワグマによる人身被害を防ぐため「指定管理鳥獣」にとの緊急要望を11月13日伊藤信太郎環境相に行い環境相は検討を指示した、との報道がありました。指定管理鳥獣は農作物などに被害を与える鳥獣の捕獲に取り組む都道府県に交付金を支払うほか、夜間の駆除なども可能とする制度です。鈴木知事は、道内のヒグマ個体数増加に危機感を示しており、「指定の検討は非常に大きい」と述べられました。上川管内幌加内町では、測量会社とヒグマが出没した際の緊急対策時にドローンを活用する協定を結びました。協定はヒグマが出没し、町が緊急対応必要と判断して対策本部を設置した場合、町から出動を要請された測量会社がドローン監視のほか、音で追い払うなどの支援を行い、平常時から連絡体制整備も定めたところです。

ドローン監視のほか、音で追い払うなどの支援を行い、平常時から連絡体制整備も定めたところです。 当町でも「鳥獣被害防止対策協議会」がありますが、ヒグマ出没時の対応方針策定、危険性の判断、対策 本部の設置基準などを見直し、関係機関との連絡体制を整備すべきと考えるものです。また、出没時にドローンでの監視や音での追い払う、こういう支援が効果的と考えるものですが、見解を伺います。

2点目は、道に対しての要請と協議の場の設置についてであります。道のヒグマ管理計画では「地域における危機管理体制の目指すべき姿」として、本庁のヒグマ対策室職員の増員などをあげておりますが、肝心なのは、各振興局の第一線の現場に野生動物管理の専門知識を持つ対策員を置き、この人材を中心に地域や関係機関と調整を図り、ヒグマの生息状況を把握し、出没などの緊急時に対応することではないかと考えます。現場で住民やハンターらと信頼関係を築くことがあれば、市町村職員が道のヒグマ政策に関与することで実効性はより高まると考えるものであります。このような協議の場の設置と、人事交流が必要と考えますが、いかがでしょうか。ご見解を伺います。

答弁▼町長

本町におけるヒグマの出没情報は、例年約70件ほど寄せられておりますが、近年は住宅地周辺にも出没が見られます。住民の安全確保対策のため、住宅地付近への出没情報が寄せられた際には、速やかに防災無線で周知しているところであります。 ご質問の対策本部につきましては設置基準は定めておりませんが、北海道が作成したヒグマ出没時の対応

ご質問の対策本部につきましては設置基準は定めておりませんが、北海道が作成したヒグマ出没時の対応 方針により、有害性を判断し、被害防止に関する基本的な方針や緊急時の連絡体制などにつきましては、鳥 獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律に基づき、鳥獣被害防止計画を定 め、当該計画において規定しております。

また、議員ご提案のドローンの活用につきましては、追い払いは危険が増す可能性も考えられますが、監視は有効な場合もあると考えますので、緊急時には町が所有しているドローンを活用してまいりたいと存じます。

次に、道に対しての要請と協議の場の設置につきましては、関係団体や檜山管内の各町を構成員とした檜山地域鳥獣対策連絡協議会が設置されており、協議会の中で意見交換などをしていることから、当該部署との人事交流は考えておりません。

再質問

高齢化等でハンター数が激減をしておるのが実態であります。緊急時のヒグマ対策についてはドローンを活用したいとのお答えでもありました。クマ檻設置、これなども今町では設置いたしておりますが、こういうものを複合的に講じて、人的被害を絶対発生させないように万全を期すべきであると考えます。

今日も道新で今年のヒグマの、ヒグマクライシスっていうんですか、そういう記事が載っておりました。 ハンターを養成するということも、私は急務ではないかなと思って、ハンター数が激減しておるんですよ ね。全道的にも。そのために、やはりヒグマが頻発に出てきておると。たしかにヒグマと人との共生という 難しい点もあるでしょうが、やはり人的被害が起こってからでは遅いわけでありますので、町としてどのよ うな戦略を施策、このヒグマ対策についてお持ちかということについて、再質問をさせていただきます。

答弁▼農林課長

上ノ国町鳥獣被害防止計画というのを町で先ほど町長が定めていますというふうに答弁していると思います。その中で、将来、今後の取組方針としまして、実施隊員の確保、養成、新規隊員の分の確保するために補助、助成をして育成を図っていきますよというふうにも記載してますので、今後も若手の駆除隊員を新規で助成して増やしていきたいというふうに思っております。

質問5 | 小中学生の学力と文部科学省の意識調査について

今年度4月に行った全国学力学習状況調査、全国学力テストと言われておりますが、これの道内14管内平均正答率が道教委から発表されました。檜山管内が小学校6年の国語と算数、中学3年の国語の計3教科で全国平均を上回りました。19年度と21年度は共に2教科、22年度は4教科で全国を上回っております。本年度は3教科以上で全国平均を上回ったのでありまして、これは北海道の中の14支庁管内では、檜山と石狩だけであり、檜山の正答率の高さが際立っています。人口が多い地域で正答率が高くなる傾向がある中、小中学校が27校、児童生徒数が364人と管内別で最小の檜山の児童生徒の正答率の高さは称賛に値すると思います。このような教育を今後も継続していただきたいと考えるものですが、教育長は児童生徒の学力向上と正答率の高さについて、どのような見解をお持ちか伺います。

2点目は、文科省の意識調査の結果についても伺います。全国学力テストに合わせて文科省が小学6年の児童、中学3年の生徒に対して意識調査を行い、道教委が市町村の人口規模別に分析したところ、人口の多い市よりも町村で、また、地域の行事に参加したいと思ったり、地域に貢献したいと考えたりする生徒が多いということが判明いたしました。また「地域や社会をよくするため何かしてみたいですか。」という質問でも、そういう質問に「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」と回答した割合も、小学6年、中学3年ともに市よりも町村の方が多かった、との調査結果もありました。子供たちがこの地域に対する思い。こういうものは、非常に大きなものがあると、そういうことを感じて思います。子どもたちの明日は未来であります。子どもたちが、将来の地域の担い手になり牽引者になります。自分たちの郷土に誇りや愛着を持つことは好ましいことと考えます。相手の存在を認め、お互いを尊重し、人の心に寄り添える人に成長するためには、少々の荒波に負けない柔軟性と他者に対する思いやりが必要と考えます。この調査結果について教育長の見解をおたずねいたします。

答弁▼教育長

はじめに、児童生徒の学力向上と正答率の高さについてでありますが、令和5年度の本町の結果につきましては、小学校では全体的に全国平均より高く、中学校では全国平均を少し下回る状況となってございます。近年の傾向といたしましては、年代別にばらつきはあるものの、全国平均と同等レベルであったことから、本町の児童生徒は着実に学力を身に付けているものと考えております。過去の調査結果では、平成30年度と令和元年度の小学校の正答率は全国平均を下回っておりましたが、その年代の児童が中学生となり調査を行ったところ、全国・全道と比較しても同等の正答率となっていることから、教職員一人ひとりのスキルアップを図るための各種研修への参加、更には、ティームティーチングや少人数指導の継続など、基礎学力の定着を図る取り組みが実を結んでいるものと考えております。また、一人一台端末が導入され、来年度からは一部デジタル教科書が使用されることから、教育現場での大きな環境変化に対応した指導方法や、効率的で的確な指導による学力の向上に努めてまいります。全国学力・学習状況調査はあくまでも指標の一つであり、この結果を持って一喜一憂することなく、児童生徒が基礎・基本を着実に身につけることができるよう取り組んでまいりたいと存じます。

次に、文部科学省の意識調査でありますが、上ノ国町教育振興基本計画における学校教育の重点といたしまして、「ふるさとの豊かな自然環境や歴史、文化、産業への理解を深め、人と繋がる体験を通じ他人を理解し、自己肯定感や道徳観を高めて育てる教育活動の推進に努める」ことを目標に掲げております。町立小中学校においては、「総合的な学習」の時間などをとおし、ふるさとへの愛着や誇り、地域の人たちへの信頼や感謝の気持ちを育む活動に取り組んでおります。

また、地域でのお祭りや子供会のイベントなどへの参加をはじめ、幅広い世代と接する機会も多く、経験の中から多様性や柔軟性が身についているものと思われます。

令和5年度の意識調査におきましては、「地域や社会をよくするために何かしてみたいと思いますか」の質問に対し、「当てはまる」や「どちらかと言えば当てはまる」との回答が小学校で82パーセント、中学校で65パーセントと非常に高い結果となっており、長年に亘り積み重ねてきた「ふるさと教育」の成果が現れているものと考えております。

今後につきましても、身近な教育資源を積極的に活用し、地域や社会との多様な関わりを通じた「ふるさと教育」の充実に努めてまいります。

質問6 町内遺跡発掘調査等事業について

今後の「町内遺跡発掘調査等事業について」と、この度、道の有形文化財、考古資料でございますが、に指定されたアイヌ民族と和人の共生の歴史のPRについて質問します。

町内の室町時代の山城「勝山館跡」が今歴史家の注目を集めています。令和2年7月12日「アイヌ民族共生象徴空間ウポポイ」が一般公開されました。室町期以降、町内勝山館跡周辺では、アイヌ民族と和人が平和裏に共生していて、その関係が17世紀初頭まで続いていた証しといえる陶磁器など多数見つかっています。1999年、町内の国指定重要文化財「旧笹浪家住宅」の保存修理工事の調査から出土したアイヌ民族が儀式で使う、ほう酒べう「イクパシイ」ですが、このほう酒べうや、400~450年前の陶磁器など88点が、11月28日道の有形文化財(考古資料)に指定されました。アイヌ民族と和人の間では、コシャマインの戦いなど不幸な面ばかり強調されておりますが、今申し述べた「勝山館跡」周辺ではアイヌ民族と和人が平和裏に共生していて、17世紀初頭まで共生関係が続いていたことが、この度の指定につながったのではと思います。このことは、まさに町教委の塚田直哉学芸員が言われた「上ノ国の地で長期間続いたアイヌ民族と和人共生の歴史」であり、「アイヌ民族が独自の文化や習俗を上ノ国の地で緩承していた歴史」の証であり、そのことがこの度の指定の肝であると言えるのではないでしょうか。歴史を知ることは今を知ることであります。今後の花沢館、洲崎館などの「町内遺跡発掘調査等事業」の今後の継続のプランニングと、道の有形文化財に指定された88点の陶磁器などを介して「上ノ国で長期間続いたアイヌ民族と和人共生の歴史のPR」などについて、教育長はどのような考えで臨むつもりか伺います。

答弁▼教育長

はじめに、「町内遺跡発掘調査等事業」の今後のプランニングについてでありますが、令和3年度に作成した「史跡上之国館跡整備活用基本計画」の中で、令和4年度から令和18年度までの整備事業に必要な情報の収集を目的とし、発掘調査を推進しているところでございます。花沢館跡の発掘調査は既に終了しており、令和5年度と6年度の2ヶ年に亘り散策路の整備や説明板を設置するための実施設計を行い、令和7年度に整備事業を予定しております。また、洲崎館跡につきましては、現時点において内部の構造が不明瞭であることから、令和8年度まで発掘調査を継続することとしております。長期に及ぶ事業ではありますが、史跡上之国館跡の勝山館跡、花沢館跡、洲崎館跡の三館跡を総合的に活用するために、町内遺跡発掘調査等事業を展開してまいります。

次に、「上ノ国で長期間続いたアイヌ民族と和人共生の歴史のPR」につきましては、和人地となった上ノ国において勝山館跡が廃絶された後も、引き続きアイヌ民族と和人が共生していたことが評価され、発掘調査の成果でもあります出土品が、北海道有形文化財に指定されておりますことから、旧笹浪家住宅や勝山館跡ガイダンス施設来場者へのPRはもとより、町ホームページやデジタルアーカイブなども活用しPRしてまいります。また、「史跡上之国館跡整備活用基本計画」では、整備活用の理念として「和人とアイヌの歴史が体感できる国内唯一の中世城館群」をコンセプトに掲げており、学校授業やイベントなどにおいて、「アイヌ式輪投げ」「アイヌ模様エコバックづくり」アイヌの装飾品である「ミニタマサイづくり」などの体験型事業を実施しているところでございます。

今後につきましても、これらの取り組みを継続し、アイヌ民族と和人の共生の歴史を示す資料を積極的に 公開活用してまいります。

質問7 スポーツセンターの備品充足について

スポーツセンターをよく利用する方から、ダンベルが不足しているとの声が寄せられています。ダンベルを使うことで筋力が高まり、体力や基礎代謝が向上し、脂肪が燃えやすい体をつくることが出来、自分に合った負荷で筋トレが出来ると、このように言われております。他の機具はほぼそろっておりますので、健康増進の意味でも是非ダンベルを補充すべきと考えるものですが、教育長はいかがお考えでしょうか。

答弁▼教育長

上ノ国町スポーツセンターにつきましては、平成30年7月の開館から現在までスポーツ・レクリエーション活動の拠点とし、町内外の多くの皆様に利用されている施設となっております。

令和4年度の延べ利用者数は3万1,080人となっており、うち5,492人がトレーニング室を利用されている状況でございます。ダンベルの設置につきましては、利用者からの要望として教育委員会でも把握しており、先般、健康づくり教室などでお世話になっているフィットネスインストラクターからも、スポーツセンターに設置されているトレーニングマシンは下半身を鍛えるものが多く、全身のトレーニングを効果的に行う観点から、上半身を鍛えるためのダンベル等の設置は大変有効であるとのアドバイスを頂いておりますことから、トレーニング室の機能向上を図るため、導入してまいりたいと存じます。

仲澤嘉彦 議員

質問1 天の川下流域の砂州撤去について

天の川橋周辺には、大きな砂州ができ、長い期間放置されていることから、草や木が繁茂している状態にあります。土砂が堆積することで、川が流れる河川断面が狭くなり、豪雨などで流量が増えたときに氾濫しやすくなります。そのため、定期的に浚渫して土砂を取り除いていかないと、水が流れる断面が狭くなり、この状況が進んでいくと豪雨時に川の氾濫リスクがあがります。

この状況が進んでいくと豪雨時に川の氾濫リスクがあがります。 近年、異常気象がもたらす、かつて経験したことがない集中豪雨などにより、河川が氾濫し、大規模な災害が全国的に発生しております。檜山管内でも昨年記録的な大雨に見舞われ、河川が氾濫するなどして、大きな被害をもたらしました。

これまで同僚議員から何度か取り上げられ、私も昨年12月定例会において同様な質問をさせていただきましたが、それから概ね1年が過ぎようとしております。大規模被害が発生する河川氾濫の危険性が増している昨今、天の川下流域などの砂州撤去について、早急な対応が必要であると考えます。現状を見ると、住民の生命と財産を脅かす大規模災害の危険性があるにも拘わらず、特に進展も見られず、放置されていると受け取られかねません。もっと危機感を持つべきと思いますが、今後の対策について、町長にお伺いします。

答弁▼町長

近年は豪雨が頻繁に発生し、河川氾濫などいつでも起こる危険性があることから、檜山地域振興協議会では河川の整備を重点事項として、北海道に対して毎年要望活動を実施しております。しかしながら、北海道が管理している二級河川は、230水系、467河川あることから、河川の重要性や緊急性など優先順位により予算が割り当てられております。この様な状況において、管理する函館建設管理部江差出張所へ確認したところ、天野川河口から上ノ国小学校前までの区間における中州の土砂及び伐木伐根の除去工事を12月14日に発注予定であると伺っています。また、最近の異常気象により大雨が被害をもたらしていることを考慮し、勝山地区のオナミの沢川に排水施設を設置し対策しているところであります。今後も河川状況を確認しながら支障となる恐れがある場合には、速やかに対処するよう北海道と連携を密にし危機感を持って対応してまいりたいと存じます。

再質問

12月14日に発注する予定っていうことなんですが、毎年依頼してるっていうことなんですが、これはいつ頃から依頼して、どのくらいの時間経過があったのかっていうのが、まず一つ質問。

もう一つあるんですけど、勝山地区のオナミの沢排水施設してるっとのことですが、これはポンプということで、そのポンプに設置されてますホース、今の状況見ますと降雪時に除雪が入ったときに、どうしてもだんだん降雪が多くなるにつれて、今のままだと雪に押されてちょっとままならない形にはなるのかなというふうに感じられますが、その辺の改善策というのは、どうなされるつもりかお伺いします。

答弁▼施設課長

天の川の整備状況につきまして、毎年要望あげてるのがだいたい2月くらいに要望をあげまして、町内にある2級河川、他に道路、急傾斜等の要望をあげております。実施につきましては、道の予算でありますので、実施時期については明確にお答えできませんが、今年度につきましては、12月の14日に入札が行われて工事発注予定となっております。その他にも、都度災害箇所等も、先週もちょっと石崎川の方で決壊箇所があるということで、そういう都度、その箇所が発見された場合には、都度報告するようにしてまして、予算が道の方で持っている場合には、今回石崎川の方は1月に仮応急の対策を行うというような答えで、やれる場合にはすぐやれると。事業で工事を発注する場合にはどうしても工事発注に対する期間がございますので、どうしても冬場でないと河川工事は水が少なくなってからでないと実施できないというのもありまして、この時期になっているものと思われます。

続けて2点目につきましては、新しく設置されたホースの位置なんですけど、ちょうど築堤の道路の真横っていうところの高さになってますので、雪が積もってきますとだんだんそれが支障になってくるっていうのもありますが、今設置したばかりなので、今回除雪状況等確認して、もしそれが支障になるようであれば、また違うような対策を、これから状況確認しながら対策してまいりたいと存じております。

質問2 | ウニ資源を積極的に増やすための取り組みについて

本町の漁業は、地球温暖化などによる海洋環境の急激な変化により、漁業が成り立たない状況に陥っており、漁家経営が逼迫しております。また、燃油の高騰や資材・機材などの高騰により、漁業経営が圧迫されている状況にもあります。漁家経営の改善に繋がる増養殖漁業の導入も進んでおらず、つくり育てる漁業に転換もできない状態にあります。この状況を少しでも改善すべく、比較的売価が安定し、経費も嵩まないウニ漁に対する期待の声が漁業者から多く寄せられていることから、ムラサキウニとエゾバフンウニの種苗放流や移植に加え、生育場所の環境整備を実施し、資源の維持・増大や漁場環境の保全に取り組むべきと考えております。そこで、疲弊している漁業者の一助とするため、ウニの種苗放流や移植事業の拡充・拡大を図るとともに漁場環境保全に取り組むため、かつてない規模での予算化を図るべきと思いますが、町長の所見をお伺いします。

答弁▼町長

地球規模の気候変動による海洋環境の変化に伴い、本町の主要な魚種である回遊魚資源が激減していま す。この変化に加え、燃油費や資材費の高騰も重なり、漁業経営は非常に厳しい状況にあります。

このようなことから、多くの漁業者が着業している根付資源の重要性が一層高まり、ウニの漁獲拡大と資 源管理を目指し、平成21年度から深浅移植及び磯焼け海域から海藻が繁茂する箇所への移植を、平成25年 度からは資源の枯渇を防ぐことや持続可能な資源量の確保のため、種苗放流事業にも支援し、つくり育てる

漁業を推進しているところです。 また、漁場環境保全につきましては、海藻が繁殖する養分を含んだコンクリートブロックの投入や磯焼け の一因として栄養塩不足が指摘されていることから大学など関係機関の協力のもと、窒素系肥料である硫安 やイカゴロ、海藻の生長に必要な鉄分供給のための腐葉土や鉄鋼スラブなどの投入試験を実施しましたが、 残念ながら海藻の繁殖が思わしくない状況であり、藻場造成には至りませんでした。

残念なから海深の系殖が高わらくないがが、はあり、深端には上りようができません。 議員ご提案のウニの種苗放流や移植事業の拡充・拡大につきましては、ひやま漁業協同組合からキタムラサキウニの種苗購入先の資源量減少により、来年度は種苗放流が実施できないと報告を受けたところであり ますが、キタムラサキウニの移植回数の増加への支援を強く要望されたことから、漁業所得の確保のため引 き続き支援してまいりたいと存じます。

また、漁場環境保全につきましては、根付資源の維持のために必要であることから、関係機関と連携を図 りながら、実施方法等を検討してまいります。

答弁漏れありました。申し訳ありません。 実は、このエゾバフンウニはですね、ご承知のとおり昔はいっぱいおりました。今、高水温によってどう しても北上しております。今年あたり見ると、やはり捕る量が相当少なくてですね、漁業者からの要望も現 在のところありません。ですから、そういう状態でうちの方では高水温である。そして、漁業者からの要望 の観点からキタムラサキウニに集中してやっていくという、そういう考えであります。

再質問

まず、1点目なんですけど、ウニの資源量について、町は調査などを行い把握しているかということで す。まず1点。

2点目なんですけど、放流する種苗が手に入らない状況であるとの答弁ですが、今後の入手に対する見通 しはどのようになってるか。

3点目、引き続き支援をするとの答弁ですが、令和6年度の事業計画はどのような計画案になっているの

かと、また今年度の実績と比較した場合ですね、その差異についても答弁お願いします。 次、4点目なんですが、ウニの生育場所の環境整備については、いわゆるウニの身入りを改善するための 取組についてなんですが、種苗放流と移植のみを行うんじゃなくてですね、コンブやワカメの養殖などを行 い、養殖コンブなどを与えウニの身入りを改善させることを同時に実施しなければ、事業計画が望めないと思うんですが、その4点についてお伺いします。

答弁▼水産商工課長

まず、ウニの資源量の把握でございます。こちらにつきましては、昨年度まで資源量の調査を実施してお ります。まず、未利用海域ということで昨年度につきましては、大安在地区、寅ノ沢地区で資源量がどれく らいあるかと。で、あった場合についてですね、当然移植の対象にしようということで調査をしております が、なかなか期待以上の資源量がなかったことからですね、そちらの方からの移植の方を現在実施しており ません。また、基本的な資源量でございますが、当然漁業者からのご意見、または深浅移植等の回数を考え ますと、当然減少しているものと思われます。

次に、2点目の種苗の購入の見通しでございますが、平成25年から27年まで奥尻町の方で異常発生した ことから、そちらの方で3年間でですね、約38万個購入しております。それから、今回につきましては令和 元年度から5年度までですね、松前町より23万5千個購入しておりますが、残念ながら松前町も資源量が減 少してるということで、来年度の購入の方が見通せなくなっております。現在ですね、まだちょっと担当者 レベルのお話になってくるんですけども、来年の3月にですね、福島町産でコンブ種苗とウニの種苗生産施 設を新たに建設するというふうなお話を聞いております。福島町産も今までは知内町でつくってた浮遊体で すね、まだ小さいものになってないものですが、それを購入して中間育成施設で12ミリまで育てて放流してたと。それを来年度はちょっとできないということなんですけど、再来年度から、令和7年からですかね、 予定とすれば。自らキタムラサキの採卵、種苗生産を実施していきたいというお話も伺っておりますので、 今ですね、そちらの方からなんとか種苗を購入できないかということで、内々に打診しているところでござ います。

続きまして、令和4年度の支援の内容の、それから今年度の実績等の関係でございますが、令和5年度で す。申し訳ありません。令和5年度につきましては、先ほど述べたように種苗の購入に5万個支援しており ます。それから深浅移植、深いところからの移植、または磯焼け現場からの移植につきましてはですね、汐 吹中区、汐吹、扇石地区で14日、南区、小砂子地区でございますが、こちらの方で8日間実施して、計22 日実施して、全部でダイバーを80名投入しております。

移植のキロ数については、15トンというふうに報告を受けております。これにつきましては、今年の水揚 げ量が約29トンちょっと、30トン弱でございますので、約半分の移植量というふうになっております。

令和6年度の要望内容でございますが、こちらについてはですね、この移植回数をさらに増やし、水揚げ 金額の、水揚げする量の65パーセントを移植でカバーしたいというふうな要請を受けております。この結果 ですね、ダイバーの投入数が90名、それから移植回数が中区、南区それぞれ同化しまして、述べで30日と いうふうな要望を受けておりますので、こちらの方もですね、引き続き6年度の方の予算計上に向けて対応 していていきたいと思っております。

それから、4点目の環境整備でございます。

仲澤議員ご指摘のとおり、この地球温暖化等々でウニの一番好きな海藻でございますコンブ、ワカメ等の 資源量が減少していることは承知しております。この間ですね、平成15年から18年まで、町内にビオユ ットと言われるコンクリートブロックですね、溶液を流す、こちらの方ですね、実は708基投入しており ましたが、こちらの追跡調査については平成22年まで行っております。残念ながら翌年度は生えるんですけ ど、徐々に徐々に海藻が全く生えないと。私も、汐吹地区に投入したものを今年の8月にちょっと現場の 方、自ら見に行ってきましたが、悲しいところ全く生えてないというふうな状況でございます。また、いろ いろな施肥ということで、窒素やイカゴロ、または鉄鋼のスラグ等の投入した経過でございますが、これも 全道各地で投入当初は生えるんですが、継続して生えるというふうな結果にはまだなってないかと思いま す。そのようなことからですね、今、私どもが検討しているものが漁業者自らが、安価で取り組める方法な いだろうかというふうに検討しているところもございます。

まず一例としまして、積丹町で取り組みなんですが、ウニの殻を使った天然ゴムと混ぜて海中に投棄する というふうな手法も、漁業者自らが行っておりまして、こちらが令和元年度から実施しててですね、当然深 いところでは効果が出てないみたいなんですが、もともと藻場が少しでもあればコンブの着床と確認できて るという部分もございます。

あともう1点なんですが、森町で取り組まれてる部分でございます。

黒い塩ビのパイプにですね、コンブがつくということを着目して、それを活用して廃材を活用したものと いう部分も、安価にできるっていうお話もございます。そういう部分も情報収集しながら、うちも漁業の方 に藻場造成に取り組めないかということで検討しております。 あと、コンブ、ワカメの養殖で早めに投入してウニの身入りをよくしたらどうかというお話でございま

。 今年度につきましては、汐吹地区でその取り組みを実施しようということでですね、令和4年度から種苗が入ってるロープを購入し、漁業者自らが購入し、漁港内に設置したところでございます。残念ながらです。 ね、その設置したコンプは生えたものの、漁場に投入まで至ってないっていう現状がございます。こちらの 現状につきましては、なぜ投入しなかったのかっていうことは私どももちょっと把握はできておりません が、このような取り組みに対してですね、引き続きですね、当然漁場の造成っていうのは大事なことでござ いますし、それから、漁業者の高齢化も進んでおります。今現在、このウニ漁に着業してる漁業者は、正組合員58人中48人と非常に多くの方が着業しておりますので、このことからですね、引き続きいろんな対 策、または支援策等を検討しながら進めていければなと思っております。

質問3 上之国館調査整備センターの建替計画について

本町では、令和2年度を初年度とする10年間のまちづくりの方向と目標を定めた最上位計画である第6次 上ノ国町総合計画が策定されております。

その計画は、本町の将来像を実現するために4つの基本目標を掲げ、新しいまちづくりを行うと定められ ております。その目標の一つに「自ら学び地域とともに人を育む教育文化のまちづくり」が掲げられており、第3部基本計画、第4章には自ら学び地域とともに人を育む教育文化のまちを目指すとされ、実施計画 で上之国館調査整備センターの建替計画が入っております。本施設の機能としては、本町が有する貴重な文 化財の収集、保管、展示、調査研究に加え、交流や教育、観光など地域を活性化させる機能保存と管理でき うる施設が求められていると認識しております。

そこで、施設整備に至っては、求められる機能を有した施設整備が計画どおり実施される見込みであると 認識してよろしいか、教育長の所見をお伺いします。

答弁▼教育長

第6次上ノ国町総合計画における上之国館調査整備センターの建替計画につきましては、豊かな自然と 人々の活動から生まれた歴史文化や、北海道内でも希少な価値を有する指定文化財の保存・継承・活用を推 進することを目標とし、令和7年度に基本計画、令和8年度に基本設計、令和9年度には実施設計、令和10 年度から3ヶ年の計画で施設整備を予定しております。施設の機能といたしましては、学術的にも貴重な資 料の収集をはじめ、保管、展示、調査研究に加え、交流や教育、観光など地域の活性化の一助となる施設で あること、更には重要文化財を含む出土品の公開や保存に際し、管理面でのリスク軽減も考慮した施設整備 を目指しているところでございます。

片石鉄彦 議員

質問1 | 高齢者などの足の確保のためのライドシェアの導入について

本町は面積が広く、集落間の距離も長く、高齢者や身障者、運転免許返納者などは、足の確保で大変困っております。路線バスが運行されてはおりますが、その運行時間帯に間に合わない突然の用事などの際は利用することができず、又、タクシーを呼ぶにしても朝夕の学童の送迎時には利用できないと伺っております。けがや病気の時は救急車を利用することが出来ますが、それ以外の用事の場合は、近くの車を持っている人にお願いしていると聞いております。車を持っている人にしても、お金をもらうと白タク営業になりますので困惑しているようであります。今、国ではそういう過疎地域で交通の便の悪い住民のために、ライドシェアの導入を勧めており、現在全国で4,300台ほどが認可されているとの事であります。本町においても、交通弱者のために検討すべき時に来ていると思いますが、町長の所見をお伺いいたします。

答弁▼町長

一般のドライバーが自家用車を使い、有償で送迎するライドシェアにつきましては、国は現在、バスやタクシー事業者による輸送サービスの提供が困難な場合に、地域関係者による協議を経た上で、ライドシェアに近い輸送サービス「自家用有償旅客運送」と呼ばれる道路運送法に基づく制度で、国土交通大臣の許可又は登録を受けて、市町村やNPO法人などが主体となって実施することができるとしています。また、規制の緩和により道路運送法における許可又は登録を要しない運送の態様についての考え方が示されており、その範囲内であれば許可又は登録を要しない自家用車による有償運行が認められております。両制度ともに料金設定については、営利を目的としない実費支給の範囲内となっており、利用者にとっては低い料金で利用できるメリットがある一方で、実施者側からは現状では長期的な運用は難しいとの指摘があることから、国では現制度における料金をタクシーの8割程度に引き上げるなど、今後制度の拡大を検討している状況にあります。そのため現在町では、地域に合った交通サービスの構築に向けた取り組みを進めるため、路線バスが行き届かない江差木古内線区域の交通移動手段の確保として、新たに予約型乗合バス、通称「デマンドバス」の実証運行を令和6年1月15日から同年2月28日までの期間で実施し、翌年度においても実証運行を行う予定であります。デマンドバスの実証運行により、利用状況や利用者によるアンケートを行い、問題点を把握した上で、その解決策の一つとしてライドシェアの導入についても検討する必要があると考えております。

再質問

高齢者の足の確保の問題は、うちばかりでなくて、どこの過疎地においても大変苦労しておられます。本町は来月の15日から実証運行が始まるデマンドバスに期待しているところでありますが、先進地の先進でデマンドバスの実証運行しました他の自治体の例を見ますと、当初の目標どおりにいかずに結果的にエヌピーや町村、タクシー会社等でライドシェアを導入した報道等ありました。特に本町は、申し上げましたとおり大変広範囲で、そして、湯ノ岱地区とか膳棚地区、そして、石崎、小砂子地区は従来から隣町とのそういう関わりが深いところでありまして、住民のニーズもほんとに多様であります。

そういうことで、デマンドバスの運行の実証の結果を見ないとわかりませんけれども、もし、こういうこのデマンドバスの実証が目標どおりにいかなかった場合に、ライドシェアの導入についても選択肢に入れていただきたいと思いますが、いかがかお伺います。

答弁▼総務課長

ライドシェアにつきましては、デマンドバスもそうなんですけども、それぞれメリットとデメリットがあります。ライドシェアのデメリットとしては、乗りたいときに確実に乗れるというものではなくて、要は江差に行きたいと乗りたい人がいたら、それを乗せれるよっていう人がいないと成立しない制度になっておりますので、まずドライバーを確保するというのが難しい制度となっております。

その点、デマンドバスは運行経路が時間帯も確定しておりますので、その点についてはデマンドバスの方が有利だと思うんですけども、それぞれ地域にあった交通手段を模索しながら、どちらを導入したらいいのか今後検討していきたいと思っております。

質問2 |公営住宅のエアコンの設置について

今年の夏は猛暑が長く続き、町民は大変な思いをしたところであります。本町は他町に先駆けて学校や集会施設などに、エアコンを設置し、大変喜ばれているところであります。そして先の臨時議会で、庁舎への設置についても設計委託料が計上され、できるだけ早い時期に取り付けるとのことであります。公営住宅に住んでおられる方々からも、エアコンの設置を要望する声がかなりありますが、町長の考えをお伺いいたします。

答弁▼町長

公営住宅については、入居者が改修申請をすることによりエアコン等の設置を承認し、入居者が自ら設置 しております。

また、現在建設中の中崎団地につきましては、空調設備を入居者の判断によりエアコンかストーブの選択を行い入居者が設置することになっております。この様なことから、町が公営住宅へエアコンを設置をすることにはなりませんが、地球温暖化の影響により、今年のような猛暑がこれからも見込まれることを考慮しますと、生活する上でエアコンが必要不可欠なものになっていくものと思われることから、エアコン設置を必要とする個人に、設置費用を支援するような補助制度の仕組みを早急に検討してまいりたいと存じます。

再質問

私は、特に心配しているのは収入の少ない方が入居している公営住宅ありまして、公費で設置してはいかがか、まず伺いたいのと、特に古い公営住宅、勝山地区、北村地区、中崎地区の一部等ありますけれども、建替や廃止、または移転等予定されている方もおるかと思いますけれども、例えばそういうところには、工事費のあまりかからない窓用エアコンていうんですか、窓付きのエアコンとかそういうの設置してはいかがか。そして、来年度エアコンの補助制度も今考えているということですけれども、その補助制度については現在どういう状況についてか、お伺いいたします。

答弁▼工藤町長

実は、今回エアコンの質問については、川島忠治議員からもありました。片石議員はあくまでも公営住宅という。川島忠治議員は65歳以上とか、俗に言う弱者に対してのそういう心がけが必要でないかということありました。で、実はですね、私たちもこのエアコン、今まず1つ目言います。住宅については、全部自分でやってもらいます。この基本線は変えません。あくまでも。それでですね、今回早急に検討すると言いました。これ一番最初に明確に言えばよかったんですけど、正直言って相当苦渋の決断でありました。なぜかというと、皆さんご承知のとおりですね、私たちも行政推進するために、他の町村がどういうことやっているのか、正直言って目配りしながら現実やっているんですよ。私は皆さん知ってるとおり18歳以下の医療費やりました。これは全国で初めてでした。保育料も免除しました。機械補助もしました。なんでもしました。その中でですね、本当にこのお金を使って、私個人のお金でないもんですから、4,200人の町民にちゃんとした説明責任ができるかどうか。

それともう一つ、私いつも言ってます。10年後、20年後にここにいる世代が本当によかったのかどうか、その判断をどう自分でクリアすることができるのかなって、正直言いまして、財政課長にも相談し、総務課長にも相談し、副町長と二人でやった中でですね、やはり、去年のようなあの猛暑は、今年のような猛暑はまだまだこれから来るだろう。本来であればエアコンに補助するってことは、正直言って普通の暖房器具と補助すると何も変わらないんです。ただし、今回の場合は特にですね、物価高騰による様々な形で、町民が疲弊してるという中では、来年は、特に今回ですね、皆さんの意見の中で役場もエアコン付けるべきだということで、おかげさんで公共施設全部付けてます。町内地区も全部付けてますんで、やはりうちの町もエアコンの補助をする必要があるだろうということで、次年度の予算に計上するという思いであります。

この前、実は経田先生と会いました。経田先生が言うにはですね、高齢者も最初は、経田先生どうですかったら、「いや一町長、年寄りって暑いか寒いかわかんねえからいらねえよ。」なんて言ってあったんですけど、今年ですね、何人かやっぱり熱中症いたそうです。だから経田先生も、やっぱりそういう意味では支援しなければ付ける人の数が決まってしまうもんだからってことなもんですから、今現在2,400世帯、それに補助金を掛けると正直億単位になります。ですが、今、皆さんからこういう形で二人の議員からあった以上ですね、思い切って来年予算に計上するという形で今考えてます。ただし、その支援額がいくらになるか、またうちの方でこれから様々な観点からもう一度、3分の1なのか2分の1なのか、いろんな仕組みづくりをしていきます。その時にはですね、今回ちょっと案件が大きいものですから、議会の前に皆さんとある程度案件つくったらですね、もう一度協議したいと、そう思ってます。そういう中で、まず確定するのが来年から実施するということ、ここで明言したいと思います。ただし、議決するのは皆さんですから、反対すれば出来ませんけど、来年から実施したいとそう考えております。

質問3 |花沢公園の整備を子育て世帯目線で

現在本町には、公園は7箇所あり、遊具のある所は3箇所ぐらいだと思いますが、ブランコや滑り台、ジャングルジム程度であります。遊具の多くある大崎の公園ですら、子供たちのアクセスや、遊具の少なさで利用する子供たちが少ない状況です。先の高校生議会で提案されておりましたが、残念ながら前向きの答弁がなかったように思います。幼児はブランコや滑り台で満足できますが、小学生位になると遊んだことのない遊具に挑戦し、その達成した時には成功体験を得て健全に育っていくのだと思います。国土交通省も子育て世帯目線で公園整備を進めるため、新年度、社会資本整備総合交付金を活用して「こどもまんなか公園づくり支援事業」を創設し、子育て世帯の声を整備計画に反映させるための経費や、建設費用の一部を国が負担するとしております。花沢公園は、自然や地形に恵まれており、檜山管内に無いような遊具を備えた公園整備をしては如何か。それによって交流人口が増え、花沢温泉の入浴者や販売店や飲食店への客数も増え、町の経済も活性化すると思います。消防庁舎の移転が終わってから、まだ先の事でありますが、町長の考えをお伺いいたします。

答弁▼町長

花沢公園整備につきましては、以前にも花沢公園の質疑において、中央公園の機能でありました小学生を対象とする整備が前提であると答弁しておりますことから、議員ご提案のとおり子育て世代目線での整備を検討してまいります。来年度には公園の再整備計画を策定し、花沢公園の基本計画を予算計上したいと考えていますので、基本計画の作成に際しましてはパブリックコメントなどを実施して、子育て世代のご意見を具現化できるように取り進めてまいりたいと存じます。

再質問

私、2、3年前に道東や道北の町村の公園とか遊具を見る機会がありまして、何町村か訪れました。そういう中で、かなりいろんな、今まで見たことのないような遊具も整備されておりました。遊具というのは話によると、いいのは1千万もするというような話も伺いましたけれども、私は今の公園6つですか、ありますけれども、やっぱり中央に立派ないろんな遊具を備えたそういう公園を整備して、そして、集中的にそこをかえってやった方がいいのかなと思ってます。

そういう意味で、国も来年度に支援制度をつくるって言ってますけど、まだおそらく全容はわからないと思うんですけれども、高校生議会の提案のとおり、どこにもないような、そして、檜山のあちこちからも来るような、そういう遊具を備えた公園にしていただきたいと思いますのと、高校生の提案しておりましたクラウドファンディングですか、町長無理でないかなと答弁しておりましたけれども、やってみる価値があるんでないのかなという思いでありますけども、いかがでしょうか。

答弁▼町長

高校生議会では私が答えたもんですから、私が一番責任あるなと思ってます。今までもですね、この公園については前の久末成弥議員、何回も同じような話をしてですね、できればここを単なる町民が使う公園でなく、外からも呼べるような公園にしたらどうかという提案がなされました。

なく、外からも呼べるような公園にしたらどうかという提案がなされました。
で、今片石議員言ったクラウドファンディングも悪くないし、やっぱりどこにもないような施設はつくりたいです。ただ、これだけ知っておいてほしいんですが、政策には順番があります。今、言いましたように来年が13億の建物建てます。それ終わったら今度は、教育委員会の施設だいたい10億かかります。まだまだこれからですね、必ず設備しなきゃならないものがたくさんあります。そうすると、限られた予算の中で夢を私たち描くことは簡単ですけど、皆さんにお約束することはできないんですよ。どの順番にやるかという。ですから、それは今、片石議員言いましたようにそういう方向性が可能であれば、それは一つの我々の政策として検討していくという部分でですね、ご理解願いたいと思います。

川島忠治 議員

質問1 合葬墓の建立について

合葬墓の建立に向けて議会で何度か取り上げ、町民の期待に応えるように、町として大きな道を開いて頂いたことに大歓迎するものです。

次のことを伺いします

1点目、上ノ国町合葬墓に焼骨一体あたり、墓地の改葬、墓地を建立できない方の状況も踏まえ、近隣町並みの5千円相当にすべきと思うがいかがでしょうか。

2点目、合葬墓の記名板(プレート)は、石材店を紹介して頂けるようですが、斡旋価格を統一して対応をして頂きたい。

3点目、冬季期間は、合葬墓に納骨をできないようですが、隣りの火葬場の駐車場まで除雪車が入ります。せめて遺族のおかれている実情を考慮し入口付近だけでも除雪して頂ければ、遺族に喜ばれるのではないか。

4点目、合葬墓に入るのに、低所得者に減免制度の導入も視野に入れ、考慮して下さい。

5点目、今後、合葬墓の建立、町内の海岸線、山方面に建立する構想はあるのか。

答弁▼町長

合葬墓の建立につきましては、12月8日の全員協議会でもご説明したとおり、令和6年度の設置に向けて、内容の精査をしているところであります。

はじめに、焼骨一体あたりの利用料につきましては、墓石の設置、管理は本来各個人で行うものと考えられますが、近年の社会情勢を鑑み、多様な選択ができるよう町が合葬墓の設置を検討していることから、費用については、本来利用者が負担すべきと考え、設置に係る費用を収容規模で除した金額をもって利用料とすることとし、1万円を予定しております。

記名板につきましては、町内に石材店がないことから、斡旋は考えておりません。合葬墓周辺の除雪につきましては、焼骨の埋葬を通年利用とすることから、除雪は必要に応じて実施してまいります。

低所得者の利用料の減免制度につきましては、先の質問にもありましたように、設置に係る費用を収容規模で除した金額を利用料とすることを予定しており、利用者負担の観点と、各個人が墓所管理をする場合の経費等を比較し、減免措置は設けないこととしております。

最後に、町内の海岸方面、山村方面に合葬墓を建立する構想につきましては、合葬墓は多様な選択の一つと考え、町内にある墓所から改葬されていくものと存じますので、複数箇所に合葬墓を建立する計画はございません。

再質問

焼骨の冬期間の除雪に関しては、前向きな答弁も評価するものです。また、焼骨埋葬料に関して、今、ある方からも聞いたんですけど、例えば上国寺から江差のお寺に墓を移すのに100万以上もかかるってそういう話も聞いています。そういう意味では手続きも大変だし、ある意味では、そういう意味では遺族の方にとっては実際に、例えばそういう遺族の方っていうのは、埼玉に住んでる人がこっちくるとなると、やっぱりまあ亡くなって火葬場もあって、それで焼骨して帰りたいっていう部分ではね、非常にそういう意味では埋葬料のことも考えると、私は5千円くらいの方が妥当じゃないかなというふうに思っているところです。結果的には、安い単価で、単価って言い方失礼ですけど、安い費用でやっていただいた方が、結果的には町民に対しての福祉の向上の増進にも繋がるのではないかなと思ってます。

あと2点目、記名板は設置できる場所は確保されているのでしょうか。それ聞きたい。

答弁▼住民課長

利用料につきましては、今現在予定されている合葬墓の設置費用、こちらの方が物価高騰の煽りを受けまして、若干高騰しておりますので、収容体数を除した金額でという答弁させていただいておりますけども、そちらを基本として1万円。あとその1万円の根拠といたしましては、北海道の合葬墓を設置している市区町村を調べましたところ、概ね1万円の利用料が多いということもありまして、今1万円を予定させていただいております。

もう1点です、記名板ですね、記名板を設置する場所につきましては、記名板専用の墓石別に用意する予定でいますので、ご理解いただきたいと思います。

再々質問

記名板については、実はこないだ八雲町の合葬墓を見学時担当者に聞いた中でね、お金がある人は格好良く、例えば3人分ぐらいのやつをまとめて、なになに家だれだれとだれっていうふうにできるけど、上ノ国町としてまずまずプレートについては大きさを定めていただいて、それについては業者を斡旋できないようだったら、参考資料として江差にも石材店あるよっていうくらいの感じで対応していただければと思っておりますので、だからといって記名板については、値段もしできるなればね、だいたいこのくらいかかるみたいですよっていう感じで、範囲をちょっと広げていただいて対応していただければと思ってます。

答弁▼住民課長

川島議員ご指摘のとおりかと思います。石材店についてはある程度、近隣町、函館市くらいまでの石材店、把握できるものは町村の方で把握しながら、聞かれましたら答えれるようにしたいと思ってます。 あと、記名板のサイズにつきましては、サイズ固定で実施する予定としておりますので、そちらの方で周知しながら対応させていただきたいと思います。

質問2 高齢者にエアコン設置の助成を

今年の夏は、猛暑が続き高齢者などが熱中症で救急車で運ばれるほど、今まで経験したことがない事態となりました。高齢者から「エアコン設置を考えなくてはならない。しかし、決して安くはない。あれば暑さをしのげる」という切実な声も聞かれます。

しかし、年金生活者にとって高額で負担が大きい。地域の業者から住宅リフォーム助成制度では20万円以下だと該当しない。今年度で終わるようだ。という声も聞きます。全国では、すでにエアコン設置に助成制度が行われ、高齢者などの方が安心して過ごせるように支援しています。当面、65歳以上の低所得者世帯、児童手当受給世帯などを対象にして、一定の補助をして頂きたいという声が寄せられていますが、所見をお伺いします。

答弁▼町長

先ほど片石議員へのご質問にお答えしたとおり、エアコン設置が必要な個人に、設置費用を支援するような補助制度の仕組みを早急に検討してまいりたいと存じます。

再質問

エアコン設置が必要な個人に、設置費用支援する補助制度の仕組みを早急に検討すると答弁されています。次のことをお聞きしたいです。

例えば1点目、函館の家電から、ヤマダ電機とかケーズ電気とかいろいろありますよね。函館の家電から エアコンを買ってきて、そして家電の業者が個人の家に設置していただける場合は、それは今皆さんの考え ている構想の中に該当するのか。それが1点目。

もう一つは、地元の業者からエアコンを購入し、設置工事をお願いする場合、補助制度を、まだ具体的にはっていうの出てませんでしたけど、補助制度を適用されるということで、1問目と2問目の違いも含めて答弁していただければと思います。

答弁▼施設課長

先ほど町長も答弁したとおり、今その辺を検討してっていうことで、町外、町内の物も含めて、今ちょっとやっているものがリフォーム助成というのもやってまして、町外、町内の業者ということで、対応しているんですけども、その辺も含めましてどのような施策でやると、町民に対してよりいいものになるのかっていうのを検討して、実施するというところで検討しております。

答弁▼副町長

今、担当課長の方からリフォーム補助金との関係で、町内の業者、町外の業者の差別化を図るかどうか検討するということだったんですけれど、今回のこのエアコンの設置の補助については、先ほど町長もお話したとおり、今年の暑さがまた今後も続く可能性もありますので、緊急を要するというふうに考えております。そういう部分からいうと、町内の業者だけでは対応が難しいというふうに考えております。そのために、町外の事業者が設置したものについても対象にしようというふうに町長と副町長の間ではそのような形で検討しております。ただし、やはりこうなった場合、限度を設けないとどのくらいの金額になるのか、これはやはり、限度額を設ける必要もあるということも考えております。

あと、対象とする基数を、設置する基数を、大きい家だったら何台も設置するでしょうし、小さい家、小さいというと語弊ありますけれど、部屋の数の少ないところであれば1基のところもあるでしょうし、そういう部分も含めてですね、やはり最低限1基の設置があればですね、暑さをしのげるというふうに考えておりますので、その辺、基数についても1基っていう形で考えたいなというふうに思っております。

質問3 農業の不作対策への支援を

この数年間、この地域でも第1次産業の農作物の収穫に大きな変化が起きています。令和3年度では、上 ノ国町の農産物の販売額は1,090万円増加し4億4,300万円。特徴として、大豆などの雑穀類は950万円 増、野菜類は1千万円増の2億1,640万円。特にキヌサヤエンドウは1億130万円。しかし、米は減少傾向 が続いています。令和4年度では、農産物の販売額は3,950万円減少し、4億円に届きませんでした。米は 1,310万円の減少。雑穀類、キヌサヤエンドウなども天候不順で1億円に届かず、肥料などの高騰で国・町 からも支援策が講じられました。今年は、JA新函館厚沢部支店によると未集計ですが、農業従事者や関係 者の声などから、昨年の売り上げの9割程度になるだろうと予想されています。「農家にとっていいもの は、何一つない」という悲痛な声が寄せられています。規模の大きい農家などは、農業共済で自然災害に備 え掛金をしている事業者もありますが、家族従事者で経営している場合、共済掛金をするほど経済的な余裕 がありません。どうか、第1次産業などの小規模農家への支援をして、明日への希望が見えるように支援す るべきと考えますが、所見をお伺いします。

答弁▼町長

今年は記録的猛暑の影響もありましたが、北海道農政事務所の発表では水稲の作況は北海道全体ではやや良の見込みですが、渡島・檜山では良と見込まれております。また、JA新函館による今年の販売額は集計されておりませんが、10月末現在で昨年と比較した場合、水稲以外の販売額は6パーセントの減となっております。農業共済の加入につきましては、基本的に種類ごとに30アール以上の耕作が必要なため、規模が小さい農家ではほとんど加入していないものと認識しておりますが、現在は全ての農産物を対象とした収入保険制度もあり、災害以外にも市場価格の下落や怪我により収穫できない場合など、幅広い要因による収入減をカバーすることができるものと伺っております。地球温暖化による影響から今後も気温は上昇すると言われておりますので、収入保険などの制度を活用し、自らの経営を守ることが必要であると考えます。

再質問

第一次産業のですね、漁業関係は温暖化の影響で魚がいないっていうのが決定的でありまして、それで農業関係も令和3年、4年、5年じわじわじわと減って、つまり減ってきてるっていうのは所得も減ってるということですよね。そういった部分で、先ほどの答弁の中でも、例えば売り上げを保障する、そういった部分の小規模農家に対しての収入保険や、肥料代もかかるわけですから、そういう業者、業者っていうかね、零細業者に対して支援することを、補助することは考えられないでしょうか。

答弁▼農林課長

まず、収入保険制度に関して補助することができないかということだと思うんですけども、町ではこれまで土づくり事業だとか圃場改良事業だとか、いろんな制度で補助事業してます。その制度活用して、まずは農家の皆さんに反収を上げてほしいと、そういう意味でそれを使って収入確保をしていただきたいというふうに思ってます。農家の皆さんよくご存じだと思うんですけども、農産物というのはあくまでも天候によって大きく左右されるものだと。農家の皆さんが一番理解してると思います。そういう意味では、農家の皆さんも経営者ということですので、先ほど町長からの答弁もありましたが、自分の身は自分を守るということを考えて、そういう制度を活用していただきたいと思ってます。

質問4 町内会と地区担当職員と連携した取り組みを

町内会は、地区住民の相互扶助を助長し、住民福祉の向上を図ると共に、地区の振興を推進して、健康で明るい豊かな生活と環境を創出することを目的にしています。こうした中で、各町内会に地区担当制で町職員が配置され、事務処理などの支援体制がとられています。町内会役員も高齢化をむかえさまざま課題を抱え、さらにコロナ禍で生活スタイルや町内会活動も変わってきている現状であります。今後も町内会活動を旺盛に展開し充実させるために次の点を伺いします。

1点目、町として各町内会に地区担当制で課長職などを配置しています。さらに職員複数以上を配置している位置づけと理由についてお伺いします。

2点目、「広報かみのくに」を通じて、各町内会に職員を配置している名前を明示して頂き、協力関係が 構築できればと考えますが、所見をお伺いします。

答弁▼町長

地区担当制につきましては、平成15年から地域住民と行政が協働して地域課題に取り組み、まちづくりを進めることを目的に実施しております。

はじめに、複数以上の職員を配置する位置づけと理由といたしましては、地域の自主的企画事業や活動への側面支援、地域活動への参加や交流の促進等の業務を担当することとしていることから、複数職員による多面的な支援を目的として配置をしております。

次に、職員配置の広報かみのくにへの掲載につきましては、地区担当者の一覧を各町内会へ配布していることから、敢えて町広報誌に掲載する必要はないものと考えます。各地区において役員会等でご紹介いただくことにより、協力関係は構築できるものと思われます。

質問5 新中崎団地の家賃、低所得者の減免制度の導入を

9月議会で、中崎、北村、勝山団地の75世帯のうち、年金生活者は25世帯、障がい者世帯9世帯、生活保護世帯17世帯、平均所得額は、117万6千円と回答されました。生活保護世帯は住宅扶助がありますが、34世帯は年金生活などの低所得者世帯です。現在の家賃8千円が「今の減額措置では7年後になると2万円になる」「年金もジワジワと減額され、78才になると年金支給が、月7万5千円から家賃分を引くと5万5千円で、それでは生活できない」と悩んでいます。公営住宅は、「国と地方公共団体が協力して、住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で供給されるもの」と国交省で定義されています。上ノ国町公営住宅の条例、第16条に「家賃の減免」を引用し、低所得者の家賃を現在の家賃並みにすべきと考えますが、所見をお伺いします。

答弁▼町長

家賃の減免につきましては、前回の質疑において、公営住宅法施行令で定める5年で新家賃に移行する緩和措置を、本町においては当該年数を延長する措置を現在検討中であります。

また、低所得者に現家賃と同等となるような減免制度の導入につきましては、私も心情的には理解できますが、家賃の比較対象である近傍同種の民間住宅家賃のほか、現在公営住宅に入居している家賃全体にも影響を及ぼすことから、低所得者に対する下限値の設定には慎重に対応しなければならないものと考えております。

再質問

5問目、中崎団地の減免制度の導入についてなんですけど、低所得者の方は現家賃と同等になるような要望は心情的に理解できるが、実際には近隣の民間のアパートのこと意味すると思うんですけど、現在住んでる方のことを考慮すると慎重に対応せざるを得ないという回答してますが、一つ、もう一度足下見てみたいんですが、国土交通省も基本的には住宅に困窮する低額所得者に対しては、低廉な家賃で供給されるものと。それと、上ノ国条例でも家賃の減免が、実は町長にね、出せばそれなりには対応できるよと言うんですけど、今現在7万円しかもらってない方が5年後、まあ、これから検討するとも言ってますけど、家賃に払った2万を引くと5万円では生活苦しいですよ。その辺とこ含めて、今後またさらに検討させていただくという回答も得てる中で、ぜひよろしくお願いしたいと思います。回答お願いします。

答弁▼施設課長

今、言われてました上ノ国条例の16条にある家賃の減免ということなんですけども、今家賃の減免というのありまして、例えば入居してる方が、仕事なくして収入がなくなってしまった場合には、その家賃を補填しなくてもいいというような減免制度であります。例えば高齢者の方であれば、病院に通ってたんですけど、ちょっと重病になって高額な医療費になって家賃が払えないっていった場合に、期間を限定されるものに対して、いつからいつまで減免をしますという措置の減免制度であります。生活ができないっていう方に対しての減免制度っていうことであれば、生活ができなくなった場合に利用する制度が今ありますので、そちらの方を利用していただくような形になると思われます。

質問6 中学生議会の検討をしては

全国で中学・高校生議会が取り組まれ、特に、埼玉県神川町の中学生議会が、日本教育新聞やネットでも紹介されています。共通して言える目的は「次世代を担う生徒たちが、中学生議会を通じて、議会や町政に対して関心を高めることで、将来に主権者及び住民として、地方自治への参画の意識を高めるために取り組んでいます」と紹介されています。道南地方でも、知内高校生と町議会議員が地域課題について、テーマを設けていくつかの班で討論し、まとまった内容に基づき町長に提言している事例もあります。

11月に上ノ国高校でも取り組まれ、身近な要求などを掲げて議会でとりあげて町長に質問をしています。「質問は一回のみで再質問ありませんでしたが、傍聴した生徒からもう一回ぐらい再質問してもいいのでは」「保護者も傍聴できれば」という声も寄せられています。

選挙権も18才まで引き下げられ、政治への関心や地域の発展のための教育の一つとして強めるために、中学生議会に取り組んではいかがでしょうか。所見をお伺いします。

答弁▼町長

ふるさと高校生議会は、上ノ国高等学校において、総合的な探求の時間を活用した地方自治への関心を高めるための授業の一環として行われております。また、上ノ国中学校においては、総合学習の時間を活用した地域学習について、地域住民からの講話や聞き取りの授業などを実践しております。

今後、中学校から中学生議会の実施に向けた協力依頼がありましたら、検討をしてまいりたいと存じます。なお、過去に子ども議会の名称で、平成了年から5年ほど開催されていたことをご報告申し上げます。 また、高校生議会の実施方法につきましては、上ノ国高校より、来年度からは再質問を実施する旨の連絡がありましたので、今後ますます活発な議論が交わされるものと期待しております。

質問7 上ノ国高校の存続を兼ねて来春、中学校卒の進学の行方は

令和4年の上ノ国中学校34名卒業生は、上ノ国高校に16名、江差高校へ9名。函館・札幌方面へ9名が進学されました。令和5年3月では卒業生28名の内、上ノ国高校20名、江差高校に2名、函館・札幌方面に6名が進学されています。現在、上ノ国中学校に1年生31名、2年生18名、3年生22名、特別支援学級7名で78名が在籍しています。

この時期になると、そろそろ高校入学に関して、おおまかな進路の方向性が見えているかと思います。上 ノ国高校の管轄は、道教育委員会が主体的に運営され、町教育委員会として立場上、苦慮されていると思い ますが、次の点についてお伺いします。

1点目、来年の上ノ国高校に入学希望する方は何名ぐらいですか。

2点目、再来年、上ノ国中学校の2年生在籍18名と特別支援学級に4名います。保護者にとって上ノ国高校に入学しくれればと願っていますが、現在、2年生の特別支援学級の生徒は、上ノ国高校の普通科に受け入れる状況はありますか。

3点目、再来年の卒業生徒は18名ですが、全員が上ノ国高校に入学するとは限りません。学校運営協議会として、どのような対策を検討されているのでしょうか。

4点目、上ノ国中学校と江差中学校でも特別支援学級に在籍している生徒もいます。近隣の2つ高等学校で、どちらかの高校で受け入れしてくれるような話し合いを学校運営協議会で議論はできないでしょうか。所見をお伺いします。

答弁▼教育長

はじめに、来年の上ノ国高校への入学希望者についてでありますが、現時点で上ノ国中学校からは10名以上、近隣町からも若干名の入学希望者がいると伺っております。

次に、特別支援学級の生徒を上ノ国高校に受け入れる状況はあるかとのご質問ですが、北海道立高等学校一般入学者選抜実施要綱には、出願資格として「中学校、これに準じる学校又は義務教育学校を卒業した者」とされており、上ノ国中学校を卒業した生徒は全員受検資格を有しております。しかし、入学者選抜ということから、定員に満たない場合でも受験した生徒全員が合格できるという保障はございません。これまでの道立高校での事例といたしましては、中学校において特別支援学級で学んだ生徒が全日制の公立高校に入学し、卒業したとのお話も伺っております。しかし一方では、勉強についていけず不登校になり必要単位を取得できずに留年したり、自主退学を選択する生徒がいることも現実であります。高校受験に際しましては、生徒・保護者との進路指導も実施され、生徒一人ひとりの学力や特性に応じ、進学校を選択しているものと認識しております。

次に学校運営協議会での検討内容についてでありますが、本年5月30日に設立総会を開催し、役員の選出、小・中・高の各学校長による経営方針の説明を受け、協議会の業務の一つである経営方針の承認をおこなっております。協議会での現状といたしましては、地域でどのような子どもに育って欲しいのか、何を実現したいのかという目標・ビジョンを共有するための「熟議」を重ね、その結果を踏まえ「協働」による取組ができる体制づくりなど、関係機関とも協力し作業を進めているところでございます。 次に特別支援学級に在籍している生徒を近隣の高校にて受け入れてくれるような話し合いを運営協議会で

次に特別支援学級に在籍している生徒を近隣の高校にて受け入れてくれるような話し合いを運営協議会で議論できないかとの質問でありますが、卒業生は両高校への受験資格を有していることから、生徒本人の学力や特性に応じ、将来を見据えた上で希望校を選択することが重要と考えておりますので、運営協議会において「どちらかの高校での受け入れについての話し合いの議論について」は、協議会の趣旨に馴染まないものと考えております。

質問8 中学1年生の制服購入に助成を

ジェンダー平等の精神が尊重され、上ノ国中学校の制服も変わり、すでに注文が始まっています。今まで、中学校に入学される場合、リサイクルなどを活用されて家庭内の負担軽減をされてきましたが、新規に購入するとなると低所得者世帯にとって、物価高に伴い二重の負担増となります。

北斗市などでは全額助成して家計負担の軽減を図っています。町内でも低所得者世帯に就学援助制度などの拡充で補助すべきと考えますが、所見をお伺いいたします。

答弁▼教育長

全国の中学校や高等学校におきまして、性の多様性を尊重する教育の更なる推進とともに、価値観やライフスタイルの多様化に対応するため、「ジェンダーレス制服」の導入が進んでいる状況となっております。 町立上ノ国中学校におきましても、令和6年度の新一年生より新しい制服へ移行するため、保護者や児童生徒に実施したアンケート調査の結果を踏まえ、現制服との価格差や機能性、ジェンダーフリーの観点などを考慮し、新たな制服の導入に至っており、特に制服の価格につきましては、現制服よりも安価となることから、保護者負担の軽減にも繋がっております。本町における子育て支援といたしましては、医療費や保育料をはじめ、学校給食費なども第一子、第二子の別無く手厚い支援を行っていること、更に、経済的に厳しい家庭への対応といたしましては、学校教育法に基づく就学援助制度において、入学の前年度末に支給している「新入学児童生徒学用品費等」の入学準備金として制服代などを助成していることから、新たな制服購入への助成につきましては考えておりません。

再質問

実は私も、じゃあ、制服はどのくらいかかるものかっていう部分で、調べさせていただきました。そして、なんとびっくりするに男子の場合は3万8千円くらい、ワイシャツを除いてでしょ3万7,400円。そして、女子についてはまたお金かかるんですね。スラックスとスカート、ジャケットだけでも4万8,400円。さらにジャージ、パンツ、シューズ、タイツなど入れるとそれに1万6,250円は加算しなきゃいけない。そういうふうにしてね、例ですけど、あるお母さんがこう言ってました。実は3年間だけ補助をお願いしたいと。つまり今までは、3年間で、例えば小学校6年生で中学校に入るときは、PTAの方でそれぞれにクリーニングちゃんとしてリサイクルしながら、なるべく保護者の負担を軽減するような方法もとってるよと。だからそういう意味では、3年間だけはなんとか町の方で補助して、あるいは入る人だけにね、それでなくてもこの物価高で保護者にすれば二重の負担増になる。そういう中で、さっき上野教育長は、いや、前回より安くなってるよと言ってましたけど、実際に安くなってるのが私にもちょっとぴんとこないんですが、一つは、こないだ8日のNHKテレビで、室蘭市教育委員会が物価高、夏場対策して、夏場期間中はネクタイを廃止する、ジャージだけにするなどの対策もして、そうすることによって保護者の負担を軽減している。それは、北斗市でも3万なにがしら補助するって言ってますけど、その辺とこ新しい制服代と、今までね、かかってた費用はどのように把握されているんでしょうか。

答弁▼教育委員会事務局長

まず、制服の代金の方なんですけども、来年度からの新しい制服につきましては、議員おっしゃったとおり、だいたい3万7千円から8千円程度ということで、こちらも男女関係なく同じ金額とはなっております。従来の制服につきましては、男子が5万2千円ほど、女子が4万5千円ほどですね、値段の方がかかっております。

今回、昨年ですね、中学校の方で保護者さんの方にアンケートなども行った結果から、やはり少しでも安い方がというような意見も相当あったかに聞いております。

そんな中で、今回はジェンダーフリーというような世の中の流れも加味した上でということで、今回3万7千円ほどの制服の方で男子、女子というような形でですね、ある程度スカートとスラックスが選べるようなタイプのというようなことで、選定をさせていただいております。従来だと夏服、冬服というようなことであったりしたんですけども、今回の新しい制服は、ジャケットを脱ぐか脱がないかで夏冬の対応などもできるようなものになっていますので、そういう部分では、ある程度その多様性と時代にあったようなものになっているのではないかというふうに思います。

それと、3年間だけの補助というお話あったんですけども、3年間だけ補助して3年間だけ新しい、3学年だけが新しい制服を買って、その次は補助ないから自分たちでって、どうしてもやっぱり毎年買う、その時に買う方もいますし、お下がりの方も、それは当然いるかと思います。でも、それは3年間だけうんぬんというようなことではなくて、町においては他の、先ほどから話が出ているようないろんな子育て支援で、18歳までの中で相当な金額の助成を主としてやっているかと思いますので、こちらにつきましては限定的な部分も含めて制服についての補助は考えておりませんので、ご理解願いたいと思います。

再々質問

夏場対策として、たしかに小学校、中学校にエアコンが付いてることは非常に子どもたちの環境が非常に整ってるなと思うんですけど、夏場対策として私たちもね、例えば議会にやるときはノーネクタイでいいよっていうのも含めている中で、基本的にはどうなんですか。中学生も夏場でもネクタイをさせてくる方針ですか。それとも、夏場対策としてネクタイは、期間だけね、一定の期間をやめてジャージだけにするとかっていう部分を、上ノ国中学校だけでも検討してもらうことはどうかお願いします。

答弁▼教育委員会事務局長

夏場の暑さ対策という意味で、新しい制服におきましては、通常ですと白の半袖のワイシャツ着用になるんですけども、夏場に限ってはですね、クールビズ対策ということで、例えばネクタイを外すことも可能ですし、白のワイシャツの代わりにポロシャツもオーケーというようなことでですね、学校の方からはそういう形で暑さ対策の方も取り組んでいくということで、今回の制服を選んでおりますので、ご理解願いたいと思います。

<mark>質問9</mark> |高齢化が進む中で、投票する権利の保障を

この数年間、移動期日前投票所の設置について何度も議会で取り上げていますが、何ら方向性が見えない 状況です。この間、回答の特徴は、

1点目、足の不自由な方について、1級、2級の身体障がい者手帳を持っている方、介護保険の要介護5の方などは、郵便による自宅で投票できる。

2点目、投票所の縮小対策として、投票当日、送迎などで対応している。

3点目、高齢者の投票率の向上は広報と防災無線などで投票を働きかけることが一番。

4点目、移動投票所バスを利用した場合、雨、風などしのげる場所がない。

5点目、オンラインなどのセキュリティー対策、投票立会人などの人員体制問題。

6点目、今後人口減少により投票所を統廃合する場合、検討していかねばならないと回答されています。 次のことをお伺いします。

1点目、この10年間で高齢化が一段と進む中で、郵便による自宅で投票している方は、該当者に対して何名ぐらい利用しているのか。

2点目、郵便による投票ができない足腰の弱い方に配慮した投票の権利を保障すべきであるが、どのように考えているのか。

3点目、以前の質問で、移動投票所にバスを利用した場合の問題点に雨風などをしのげる場所がないことを挙げて答弁されています。冬季期間などは、指定場所と受付時間など予約制をとるなどの対策をとることによって解決できるのではないか。再度検討願いしたいと思います。

答弁▼選挙管理委員長

郵便投票の利用者につきましては、令和4年5月執行の上ノ国町長選挙、同年7月執行の参議院議員通常選挙及び令和5年4月執行の北海道知事選挙では、郵便等投票証明書の交付者2名のうち投票者はありませんでした。また、令和5年4月執行の上ノ国町議会議員選挙では、郵便等投票証明書の交付者1名のうち投票者はありませんでした。

次に、足腰の弱い方に配慮した投票及び移動期日前投票所につきましては、本年第2回上ノ国町議会定例会の一般質問の答弁において、「身体に重い障害等があり投票所に行けない人が自宅で投票できる、郵便投票制度の利用の周知に努める。」と答弁しました。また、同年9月の決算審査特別委員会においても同様の質問の中で、「町長選挙、議会議員選挙に向けて検討する。」と回答してあります。そういうことから、令和8年予定の町長選挙又は令和9年予定の議会議員選挙に合わせて、移動が困難な有権者に配慮した環境を整えてまいりたいと存じてます。ご理解を賜りたい。

再質問

令和8年町長選挙、令和9年の議会選挙において、移動の困難な有権者に配慮した環境を整備したいというような答弁がありました。

今回の案件は、高齢者から寄せられたのですが、まだまだその方、前からも以前も言われてるんですが、そういった意識が高く、高齢者にとって国政選挙、とくに例えば衆議院選挙ね、なにもあったかい時にやるとも限りません。冬場にもやるかもしれません。そういった部分を、とてもじゃないけど高齢者の方には、投票する権利、あるいは、行使してほしいといっても相当な無理もあるし、非常に大変な問題だろうと思ってます。

まず1点目、なぜ令和8年ていうことは3年後、あるいは町議選が4年後に環境を整備してからなのでしょうか。

それともう一つ、高齢者の気持ちに寄り添った対応は、なぜできないのでしょうか。

答弁▼選挙管理委員会書記長

まず、なぜ3年後かということですけども、国政選挙は投票用紙が複数枚に及びますので、うちも初めて そういった場合にやるのはちょっと二重交付とか、交付の誤りとかも想定されますので、町長選挙、議会選 挙など投票用紙が1枚でございますので、そちらの方がうちとしては最初にやる部分に関しては、ちょっと やりやすいのかなということで、この時期、町長選挙と議会議員選挙に導入したいと考えております。

今の制度上ですね、告示日に期日前投票所っていうのを告示しないといけないんです。なので、前の日に電話きて、うちの前で投票やりたいんですけど、来てくれないかって言っても対応できないものを選挙公職選挙法上できない対応になっておりますので、やるとすれば役場から送迎バスを運行させて、役場で期日前投票を投票させるっていうような方向で、今のところ考えております。

再々質問

選挙管理事務局長ね、送迎バスを統廃合されたとこには行くよ。ある小森、豊田の83歳のおばあちゃん、こう言うんだよ。あの台もないのにステップに上がって乗れったって無理だべさ。若い40代と30代と違うんだよ。高齢者にどうしても、例えばバスに乗り降りしてもらうんであったら、1段台を一回置いて、そのくらいの誠意を示してもいいんじゃないかっていうことで、私の質問終わります。はい、回答してください。

答弁▼選挙管理委員会書記長

温泉バスの運行などの時もですね、たしかバスに乗車できやすいよう台を置いて対応してたと思うんで、もし実施するとなれば同じ対応で、当然介助員も付けて実施しなければならないと考えておりますので、ご理解願います。

小間 均 議員

質問1 | 滝沢小学校統合後の通学状況について

滝沢小学校は、地域の衰退とともに人口減少に歯止めが掛からず、児童数が激減したことにより、町教育委員会は令和4年3月をもって廃校することを決定し、上ノ国小学校に統合されました。地域としては、ますます地域が衰退することに繋がるものと懸念を示しましたが、児童数の減少は教育環境に多大な影響があると判断し、その決定を尊重したところであります。

さて、統合後に上ノ国小学校に通学する児童は、上ノ国中学校の生徒が利用するスクールバスを利用して通学しています。一方、廃校になる前に上ノ国小学校へ転校した児童は、タクシーを利用して通学しております。スクールバスを利用する児童は、上ノ国中学校の休校などの事情から、度々スクールバスが運休する場合があり、その場合には通学手段を自ら確保しなければならず、大変苦慮している状況にあります。同じ小学校に通学するのに通学手段に違いが生じており、不利益を被ることに繋がっていますが、その理由と経緯について説明をお願いいたします。また、保護者の送迎負担を軽減することや、児童が平等に通学出来る状況を強く求めます。教育長に所見をお伺いいたします。

答弁▼教育長

令和4年4月、滝沢小学校児童の保護者、更には滝沢校区及び関係地域の皆様のご理解とご協力により、滝沢小学校が上ノ国小学校と統合したところでございます。滝沢小学校区内の児童の登下校につきましては、住所地や在籍する学年などを考慮し、登校につきましては移動時間が概ね30分程度となるよう、石崎・小砂子地区はハイヤー、木ノ子地区・扇石地区・汐吹地区はスクールバスによる移動となっております。下校につきましては、低学年と高学年の下校時間の違いに併せハイヤーが二往復することとなっております。対象児童の人数や学年構成、保護者による送迎の意向などを勘案し、長時間の移動とならないよう年度毎に見直しをしているところであります。

ご質問の中学校が休校した場合などの対応といたしましては、石崎・小砂子地区から発車するハイヤーに同乗し登校することとしておりますが、ご指摘の件について調査確認したところ、振替休日時の連絡体制に不備があり、このような事象が発生したと判明しました。誠に遺憾であり、今後このようなことがないよう関係機関との連絡を密にし、送迎体制を確立してまいりたいと存じます。

再質問

ある小学生の子どもがバスを待っていましたが、学校のミスで中学校の休校バスが雨の中1時間くらい待っても来ないもんで、その子どもは1時間待って、帰ってお母さんに言ったそうです。バスが来ないって。それが学校のミスだって、そういうことがありました。なんでこれ、小砂子、石崎だけ時間のあれ、たしかにわかります。来年はたしか小学生に上がる子どもは滝沢地区は2人だと思います。4人のために、子どものためにもうちょっと平等にしてくださいよ。それが皆さんの、母親の意見として私は承ってまいりました。

答弁▼教育委員会事務局長

まず、昨年度からですね、バスとハイヤーを並行してというようなことで、昨年度もですね、初年度ということで小砂子方面から新1年生もいたということからですね、30分というある程度その目安での移動というようなことで、冬場のトイレなどの確保も難しいということでですね、始めた経緯があります。

昨年、今年とやってまいりまして、先日、小砂子の保護者の方にもお話を聞いたんですけども、30分少し超えるくらいでも、多分移動は大丈夫じゃないかというようなことで話は伺ってますので、今後また、随時検討してですね、聞き取りをしながらその辺の調整等していきたいというふうに思っておりますので、できるだけ今議員さん言われたような形で、ほんとはタクシーで全員移動できればベストなんですけども、その辺は学年との兼ね合いなどもありますので、もう少し保護者等と少しこう調整をさせていただいて、その辺を委員会の方で再度検討していきたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

花田英一 議員

質問1 茂刈山地区のセメント原料採掘事業について

茂刈山地区の珪石の採掘について、事業計画など太平洋セメント株式会社からどのような説明を受け、協議をなされたのか。又、今後どのような計画で進んでいくのかお伺いいたします。

答弁▼町長

太平洋セメント株式会社が茂刈山周辺で実施する珪石の採掘につきましては、令和4年11月に経済産業省より採掘権が設定されたことに伴い、町では同月に事業計画の説明を受け、同年12月に開催された議会全員協議会において、議員皆様に報告したところでございます。本年9月には、茂刈山の近隣にある、豊田、中須田及び桂岡地区において住民説明会が開催されました。これまでの協議内容につきましては、環境保全対策のほか、町有林道の使用方法や町有林の譲渡などに関する案件が行われております。

また、今後の事業計画でありますが、令和6年には、樹木の伐採、アクセス道路及び沈殿池の造成、令和7年には、表土除去の開始、令和8年から、珪石の採掘及び運搬が開始されると伺っております。

町と致しましては、同社が町内で行う事業により、町の税収入の増加や新たな雇用機会の創出など地域経済の活性化が見込まれることから、町の発展に大きく寄与するものと期待しているところでございます。

再質問

あの、8日の日に全員協議会で、今の茂刈山の珪石の問題が説明されたので、具体的な中身には触れないで、それこそちょっと1点だけお伺いしたいと思います。太平洋セメントさんで、周辺地域の住民説明会がありましたけど、このように確実に太平洋セメントさんと契約して、それなりのこれからの事業計画が入っていくわけですけど、町としては、この地域住民に契約内容の説明とか、今後の問題点とか説明する、そういうような状況と思っているのか、お伺いします。

答弁▼水産商工課長

町としましては、土地または樹木の売買につきましては、こないだ全員協議会でご説明したとおりでございますが、当然、広報等でも周知になるかと思っております。また、町民への報告でございますが、私も3地区の住民説明会の方に出席しております。その中でですね、太平洋セメントさんの方では、再度、事業内容がはっきりした段階で説明会を検討するという報告もいただいておりますし、ましては私ども町としての事業計画はっきりしたときに、町内会長さんの集まりである連合町内会の方でも、今後ご説明していきたいと思っております。

再尺質問

今、課長さんが、もう一回太平洋セメントさんでは説明に入ると。せば町では連合町内会の町内会長さんたちに、この決まった決定事項を説明すると。こういう答弁なんですけど、まずあの時、私も中須田地区の説明会に伺ったときに、あるその地区の住民が質問で、このままの状況で町は全く、太平洋セメントさんは今、今日、説明したんですけど、町の方と一緒になって説明することがあるんですかって伺ったときに、その時まだ決定的なものではなかったけど、検討しますっていうような答弁であったんだけど、町ではまあ、その地区に入らないで町内会の会長さんだけに説明すると、こういうことで理解してよろしいですか。

答弁▼水産商工課長

まず、連合町内会の場でもご説明しますし、それから、また3地区においてもですね、アクセス道路の関係等々もあるかと思いますので、アクセス道路って、あの、下の方の道路改良等も今後発生してくるかと思いますので、そういう部分もあると思いますので、また3地区での開催の方ですね、太平洋セメントさんと一緒に協議してですね、開催にして準備していきたいと思っております。

岩田 靖 議員

質問1 | 汐吹漁港の船揚げ場小屋の老朽化に伴う改修について

現在、汐吹漁港にある船揚げ場のウィンチを巻く機械が入っている小屋の老朽化が進んでいます。現在利用者は細かな補修は自分たちでしている状態ですが、土台が傷んでいる箇所もあり、利用者の願いでもあります。

近隣の町では、町の費用で整備をしていると伺っております。是非、町においても補修を望むところですが、所見を伺います。

答弁▼町長

上ノ国漁港汐吹地区の漁船巻上げ共同利用施設につきましては、平成6年度から始まった第9期漁港整備長期計画汐吹漁港修築事業において、船揚場が現在の場所に整備されたことに伴い、平成8年度に設置されております。設置後、27年が経過し老朽化が進んでおり、漁業者自らが外壁などを修復し使用していることは、私も認識しているところでございます。

来年度については、ひやま漁業協同組合から上ノ国支所荷捌き施設新設工事への支援要請があることから、現在のところ改修へ支援する予定はありませんが、漁業者が安心して漁労活動ができるよう早期の改修に向け、検討してまいりたいと存じます。

再質問

先ほど、私が述べた近隣町とは、実は江差町でですね、担当課の方に伺ったところ、江差町の津花漁港にある船揚げ、船の引き揚げ小屋は1998年に江差町が予算化して建てたとのことでした。しかし、経年劣化で老朽化し、地元漁師などの要望もありまして、今から約5年程前に江差町が補修をしたとのことです。ご存じのとおり、現在上ノ国漁港は、上ノ国の漁業は漁獲高の極端に少なくて、先ほど行政報告にもありましたとおりでございます。また、漁業者の減少や高齢化、後継者不足の問題山積みにしてる中で、その中で町としてはできることは、やはり補修や改修などの手助けをすることだと強く信じています。

荷捌きの場所のことで、大変予算もかかると思いますが、その次にぜひ、検討してみてはいかがと思いますが、よろしくお願いします。

答弁▼水産商工課長

共同巻き上げ施設につきましては、私もですね、兄が漁業者であることであそこを活用させていただいてます。当然、かなり老朽化してるっていうことは認識しておりますが、今現在ですね、設置主体でありますひやま漁業協同組合よりは、正式な要請がございません。ですからまず、ひやま漁業協同組合の方とも協議はいたしますが、正式な要請を受けたのち、どのような支援ができるのかという部分をですね、検討しながら今後の漁業者のためにやっていきたいと思っております。

質問2 |デマンドバスの実証運行のコースについて

12月号の「広報かみのくに」また11月17日に行われた全員協議会でも協議されたデマンドバスの実証運行が、令和6年の1月15日から1ヶ月半にわたり行われます。交通手段を持たない高齢者には大変ありがたい取り組みです。

令和6年度には、今回の実証運行のコース以外にもう一度行う予定だと説明がありましたが、どの様な コースを考えているのか。また委託業者の運転手不足が生じても今後対応が可能なのか伺います。

答弁▼町長

地域に合った交通サービスの構築に向けた取り組みを進めるため、路線バスが行き届かない江差木古内線 区域の交通手段の確保として、新たに予約型乗合バス、通称「デマンドバス」の実証運行を令和6年1月15日から同年2月28日までの期間で実施し、翌年度においても実証運行を実施する予定であることを、議会全員協議会において説明いたしました。

実証運行により、問題点を把握し解決策を講じるためには、再度同一路線を運行する必要があると思いますが、その状況によっては運行路線の変更も考えられることから、来年度の運行コースは実証運行の結果を検証した上で決定してまいりたいと存じます。

また、委託業者の運転手については、今回のデマンドバスの実証運行を委託する際の協議の中で、本格運行となった場合には、地元雇用により増員する意向であると伺っておりますが、運転手が不足した場合には、ライドシェアなど別の交通手段を検討しなければならないものと推察いたします。

再質問

今回、実証運行でこのデマンドバスを走らせることの参考となるデータは、ある程度得られると思います。また、接続するバスの利用にも期待出来ると思います。なによりも乗り換えなしで道立病院まで行けるのは大変便利なことだと思っております。しかしながら、この海岸方面からくるバスは、今までだと通常の場合、そちらの方面に向かう場合、2回乗り換えが必要ということもあって、なかなかバスの利用に繋がらないっていう傾向があります。

上ノ国町はこれからも高齢化が進み、免許の返納や必要に迫られる時はやはり、車の代用になる交通手段は必須だと思います。先ほど行政報告でもありましたとおり、上ノ国は交通事故死ゼロに繋がる取り組みは、大変いい結果になってると思いますが、それも含めてこのデマンドバスに利用するものは海岸方面でも大変気になるところでございます。また、実証運行で利用者が極端に少なくなった場合でも、コース運行を決定する基準判断ってのはあるのでしょうか。また、乗り降り試用ですが、海岸方面も実証運行も行ってほしいですが、いかがでしょうか。

答弁▼総務課長

まずですね、今の実証運行やってみなければ、なんとも回答のしようがないんですよね。今の実証運行やった上で、繰り返しの答弁になるかもしれないんですけども、課題が出て、その課題に対応した運行方法を模索しなければなりませんので、今の段階では海岸をやるとか、やらないとかそういうふうな状況じゃなくて、今は、交通空白地帯が点在している山方面を中心に検証するというような考えでおりますので、海岸方面は実証運行の経過を見て判断したいと思います。